

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月5日
【四半期会計期間】	第17期第2四半期（自平成28年7月1日至平成28年9月30日）
【会社名】	日本商業開発株式会社
【英訳名】	Nippon Commercial Development Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 哲也
【本店の所在の場所】	大阪市中央区今橋四丁目1番1号
【電話番号】	06（4706）7501（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務・経理本部長 入江 賢治
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区今橋四丁目1番1号
【電話番号】	06（4706）7501（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務・経理本部長 入江 賢治
【縦覧に供する場所】	日本商業開発株式会社東京支店 （東京都千代田区丸の内一丁目4番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年8月16日に発行した第5回新株予約権に係る行使期間に誤りがあることが判明しました。

本件訂正により、当社が平成28年11月11日に提出いたしました第17期第2四半期（自平成28年7月1日至平成28年9月30日）に係る四半期報告書の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（平成28年8月16日取締役会決議及び平成28年8月26日取締役会決議）

決議年月日	平成28年8月16日及び平成28年8月26日
新株予約権の数（個）	2,070（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	207,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,617（注）3
新株予約権の行使期間	自平成31年7月1日 至平成33年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,617 資本組入額 809（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

<後略>

(訂正後)

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権（平成28年8月16日取締役会決議及び平成28年8月26日取締役会決議）

決議年月日	平成28年8月16日及び平成28年8月26日
新株予約権の数（個）	2,070（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	207,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,617（注）3
新株予約権の行使期間	自平成30年7月1日 至平成33年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,617 資本組入額 809（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

<後略>